

平成21年(た)第2号

再審請求事件

検察官の意見書(平成24年3月23日付)に対する反論書
その1(毛髪鑑定について)・・・中井鑑定は不合理である

和歌山地方裁判所

刑事部 御中

2013(平成25)年2月28日

請求人 林 眞須美

弁護人 荒 木 晋之介

同 石 塚 伸 一

同 植 田 豊

同 大 堀 晃 生

同 小 田 幸 児

同 金 村 修

同 高 橋 厚至郎

同 高 見 秀 一

同 寺 田 有美子

同 中 道 武 美

同 西 田 理 英

同 安 田 好 弘

記

第1 毛髪鑑定（平成22年3月30日付鑑定請求したもの）について

- 1 検察官の「鑑定請求に対する意見書」（平成24年3月23日付）（以下「検察官意見書」という）の趣旨は次の通りである。

「結論は不必要」であり、その理由は、「甲63号鑑定と甲1232号鑑定との結論が一見異なるように見えるのは、分析方法の違いにより生じた差異に過ぎず、両者（甲63と甲1232）は矛盾しない」というものである。

- 2 しかし、検察官意見書は、やはり誤りである。甲63と甲1232の結論は明らかに矛盾している。

（1）甲63号証からいえること

まず、検察官の主張の誤りは、「甲63号鑑定は、4mmごとの平均値が検出されているので、甲63号証の48の数字は、48～52の平均値である。」という点である。

甲63鑑定が4mmごとに測定されていることはその通りであるが、4mmごとの平均値が検出されているという検察官の主張は間違いである。毛髪部分に長さ4mm（幅3mm）のX線を照射し、そこから返ってきた蛍光X線を入射光強度で割った（これを規格化という）数値（中井43回159～160頁）がそこに現れている数字である。これは平均値ではない。

甲63号証の図1からは、切断面から48mmから52mmに該当する部分にX線を照射した際に返ってきた数値（規格化後）が最大であったことがわかる。

そして、切断面から52mmから56mmに該当する部分にX線を照射した際に返ってきた数値（規格化後）数は、他の部分と同じレベルの低さである。

従って、砒素が付着していた部位は、切断面から48mmから52mmの4mmの

間であり、「5.2 mmから5.6 mmの間には、付着は認められない」ということになる。

(2) 甲1232号証からいえること

甲1232鑑定は、長さ1 mm (幅3 mm) のX線を照射し、そこから返ってきた蛍光X線のカウント数を測定したものである。

甲1232号証の図1からは、切断面から5.1 mmから5.2 mmに該当する部分にX線を照射した際と、同じく切断面から5.2 mmから5.3 mmに該当する部分に照射してた際に返ってきた数値(規格後)が高い。

そして、切断面から5.3 mmから5.4 mmに該当する部分に照射した際に返ってきた数値(規格後)は、他の部分と同じレベルまで低くなっている。

従って、砒素が付着していた部位は、切断面から5.1 mmから5.3 mmに該当する2 mmの部分である。

(3) 甲63号証と甲1232号証の結果が矛盾すること

上記から、矛盾は明らかである。

つまり、甲63号鑑定によると、切断面から5.2 mm以上の部分には砒素が付着していないことになる(中井証人もそう証言している - 中井43回25頁)のに(仮に5.2 ~ 5.6 mmの部分の数値が4.8 ~ 5.2 mmの部分の数値の4分の1くらいになっているならば、5.2 ~ 5.6 mmの4 mm幅のうち5.2 ~ 5.3 mmの1 mmの部分には付着しているという甲1232号鑑定と矛盾しないことになるが、5.2 ~ 5.6 mmの数値は、他の部分と同じレベルに減っている。もし、5.2 ~ 5.3 mmの1 mm部分に付着していたのなら、他の部分と同じレベルまで減ることはない)、甲1232号鑑定によると、切断面から5.2 mm以上5.3 mmまでの間に、砒素が明らかに付着している(中井証人もそう証言している - 中井43回22 ~ 23頁。なお甲1232号鑑定では、ここの部分がもっとも数値が高い部分である)。

であるから、甲63号鑑定と甲1232号鑑定は明らかに矛盾しているので

ある。

わずか1 mmの違いにすぎないといっても、分析化学の分野では、1 mmの違いは測定上の誤差で説明できる範囲を大きく逸脱している。実験で使用される試料ステージは、通常、1マイクロメートル[1/1000 mm]から10マイクロメートル[10/1000 mm]単位で用いられているのである。

今回任意開示を受けた、甲1232のローデータをみても、52の数字(つまり52 mmから53 mmまでの1 mmの部分の数値)が、この鑑定における最大値の2646となっている。検察官意見書の「切断面から52～53 mmの範囲は、甲63号鑑定における分析範囲52～56 mmの4分の1に過ぎないため、甲63号鑑定における分析の際、検出限界以下となったと考えられる」との主張は、ローデータの数字から判断しても、明らかに合理性がない。そもそも「切断面から52～53 mmの範囲から検出された砒素は50～52 mmの範囲に比して低濃度である」との記載は、検察官が、甲1232号鑑定の添付図1の読み取り方を完全に誤っている(52～53 mmの範囲の検出値は最大値である!)ことを示している。

(4) 今回開示を受けたローデータからいえることについて

今回任意開示を受けた甲1232のローデータによると、次のようになる。

ア 甲63号鑑定で48 mmのポイントで表示されている範囲は、甲1232号鑑定では、48・49・50・51のポイントで表示される部分となる。そしてそのカウント数の合計は、 $1266 + 1272 + 1276 + 2348 = 6162$ である。

イ 甲63号鑑定で52 mmのポイントで表示されている範囲は、甲1232号鑑定では、52・53・54・55のポイントで表示される部分となる。そしてそのカウント数の合計は、 $2646 + 1150 + 1174 + 1132 = 6102$ である。

アとイはほぼ同じ数字である。

ところが甲63号のローデータによると、次のようになる。

ア 48mmのポイントで表示されているカウント数は、5947である。

イ 52mmのポイントで表示されているカウント数は、804である。他の部分と同じレベルまで、一気に減少している。

以上の通り、甲63号鑑定と、甲1232号鑑定は、明らかに矛盾している。

3 確定審における中井証言と矛盾する検察官意見書の記載

(1) 今回検察官意見書を作成するにあたり、検察官は中井教授に意見を求めていること

検察官が、意見書を作成するにあたり、中井教授に意見を求めていることは明らかである。それは、確定審において取り調べられた証拠上、一切出てきていない新しい事実が記載されており、それを前提に検察官意見書が作成（構成）されているからである。

(2) 確定審で出てきていない新しい事実（ないし主張）

検察官意見書には、「中井鑑定人は、請求人の右側頭前部の毛髪2本を分析し、その他の毛髪は分析せず、分析しなかった毛髪について亜硫酸が検出されたとも検出されなかったとも判断していない」との記載部分（検察官意見書2頁24～26行）がある。

しかし甲1232号鑑定の鑑定資料は「平成10年12月9日に身体検査令状に基づき林眞須美の右側頭前部から採取した頭髪（数十本）」であり（同鑑定書1頁）、また、同鑑定書2頁には「山内博から分析依頼を受けて実施した林眞須美の右側頭部前部の毛髪1本（これが甲63号鑑定である）は、本鑑定で使用した鑑定資料のうちの1本である」と記載されている。

この鑑定書の記載からは、中井鑑定人は、「甲63号鑑定の毛髪1本を含む数十本について、甲1232で鑑定を行った」と解釈する以外になく、検

察官意見書に記載されているような「中井鑑定人は、請求人の右側頭前部の毛髪2本を分析し(ただけで)、その他の毛髪は分析していない」ということは、これまで一切語られてきていない。

この甲63号鑑定と甲1232鑑定が、何を対象に、どのように行われたのかについて、両鑑定書や中井証言調書を何度読み返しても、実はよくわからない。この点からしても、毛髪鑑定についても、中井鑑定人の実験ノート、備忘録などの証拠開示が必要不可欠である。

4 今回の検察官意見書からも明らかになった、弁護人の平成22年3月30日付鑑定請求の鑑定の必要性

- (1) 検察官は、「亜硫酸が外部から毛髪に付着する場合には、付着時の髪型、付着する亜硫酸の状態(粉末か水溶液か、水溶液であればその程度の濃度か)、付着の方法により様々である」という(検察官意見書2頁17~20行。)
- (2) また検察官は、「中井鑑定人は、請求人の右側頭前部の毛髪2本を分析し、その他の毛髪は分析せず、分析しなかった毛髪について亜硫酸が検出されたとも検出されなかったとも判断していない」ともいう(検察官意見書2頁24~26行)。
- (3) そして、この2つの前提に立ったうえで「毛髪の一部や毛根部に付着するはずがない」という弁護人の主張を「独自の見解」(21行目)とし「1本の毛髪(の1点)のみに付着し、その他に付着していなかったというのは不合理である」という弁護人の主張を「弁護人の主張は失当である」(26行~27行目)と論難している。

しかしこの検察官の論法を見ても、「他の毛髪についての砒素の付着状態がどうであったのか」は、中井鑑定の信用性を判断するについては、極めて重要な事実であることが分かる。

ア 即ち、「2本以外の毛髪には砒素が付着していない」という事実は、中

井鑑定の信用性に対する重大な疑義を生じさせる事実であることについては、検察官もその前提で論じているからであり、

イ また、毛髪の付着状況について、「粉末か水溶液か、水溶液であればどの程度の濃度か」によっては、「1本の毛髪の1点のみに付着していても不合理ではない」という論法であるから、実際にその実験をしてみて、やはり、「1本の毛髪の1点のみに付着するようなことはない」ということになれば「中井鑑定は不合理だ」ということになるからである。

(4) さらに検察官は、「毛根部のみ」に付着しているという不合理・不自然さについては、全く反論ができていない。

(5) 確定審が「粉末が付着した」と認定しているのか「水溶液が付着した」と認定しているのか、についてははっきりしない。しかし、確定審の最高裁判決は、「被告人の頭髪からも高濃度の砒素が検出されており、その付着状況から被告人が亜砒酸等を取り扱っていたと推認できる」として、請求人の頭髪に砒素が付着していた事実を、同人の犯人性を基礎づける重要な間接事実として判示していることは明らかである。

従って中井鑑定が不合理であることが明らかになれば、確定審の最高裁判決の結論の重要な間接事実（最高裁が判示した3つの間接事実のうちの1つである）がなくなり、確定審の前提が崩れ、請求人が犯人であると認定することができなくなるのである。

被告人の毛髪は現に残っているはずである。

であるから、この点をあいまいにしたまま再審請求についての判断がされることは許されない。直ちに鑑定を実施すべきである。

【添付書類】

甲63号鑑定のローデータを規格化した数値を折れ線グラフにしたもの

甲 1 2 3 2 号鑑定のローデータを規格化した数値を折れ線グラフにしたもの
と 同一のグラフにしたもの

以上